平成28年度 兵庫の福祉医療

< 目 次 >

〇 平成 28 年度福祉医療の概況

1 福	祉医療制度の	概要																				
(1)	老人医療費助	成事業	美		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	重度障害者医	療費則	力成₹	事業		•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	乳幼児等医療	費助原	以事 》	業	•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(4)	母子家庭等医	療費約	合付事	事業		•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(5)	高齢重度障害	者医療	費	助成	事:	業		•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(6)	こども医療費	助成事	業	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(7)	市町単独事業	の実施	包状泡	兄	•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2 福	祉医療の動向	J																				
(1)	老人医療 •	• • •	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(2)	重度障害者医	療・	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(3)	乳幼児等医療	ŧ	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(4)	母子家庭等医	療・	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(5)	高齢重度障害	者医療	Ī		•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(6)	こども医療		•	• •	•	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	5

O 統計表 (別途 Excel ファイル・兵庫の福祉医療 (データ))

1 福祉医療制度の概要

(1) 老人医療費助成事業

65 歳以上 70 歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町 (県補助率 1/2・2/3)

イ 制度の推移

75歳以上の居宅寝たきり老人を対象に昭和46年10月1日に発足した。

ウ所得制限

住民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得を加えた額が80万円以下

工 一部負担金

定率2割(昭和24年6月30日以前生まれで、後期高齢者医療制度の低所 得区分I(世帯員全員が住民税非課税かつ所得0)の者は1割)

(2) 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町 (県補助率 1/2)

イ 制度の推移

- ・身体障害者手帳1~2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和48年8月 1日に発足した。
- ・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。
- ウ所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

工 一部負担金

外来: 1保険医療機関等あたり1日600円(低所得者は400円)を限度に月2 回まで

入院:定率1割(負担限度額:1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(3) 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、 その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町(県補助率 1/2)

イ 制度の推移

1歳未満児について、医療費の自己負担額 5,000 円を超えるものを対象に昭和 48 年 8 月 1 日に発足し、昭和 49 年 8 月 1 日には 5,000 円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。

- ・平成4年7月1日から、1歳未満児について所得制限を廃止した。
- ・平成6年7月1日から、3歳未満児にまで対象者を拡大した。

- ・平成11年7月1日から、入院について6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成13年7月1日から、通院について1割負担(上限5,000円/月)を導入の上、6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成14年7月1日から、入院・通院とも義務教育就学前にまで対象者を拡大した。
- ・平成17年7月1日から、通院の一部負担金を定額制とした。
- ・平成18年4月1日から、所得制限を緩和した。
- ・平成19年4月1日から、入院・通院とも小学3年生まで拡大した。
- ウ所得制限

0歳児 所得制限なし

1歳児~ 世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

工 一部負担金

外来: 1保険医療機関等あたり1日800円(低所得者は600円)を限度に月2 回まで

入院:定率1割(負担限度額:1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額2,400円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(4) 母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

- ア 実施主体 市、町(県補助率 1/3~2/3)
- イ 制度の推移
 - ・母子家庭を対象に昭和54年7月1日に発足し、平成4年7月1日には父子家庭、遺児も対象とした。
 - ・平成17年7月1日から、一部負担金を導入した。
- ウ 所得制限

児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度(全部支給基準)と同じ

工 一部負担金

外来: 1保険医療機関等あたり1日800円(低所得者は400円)を限度に月2 回まで

入院:定率1割(負担限度額:1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額1,600円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(5) 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢に加えて、重度の障害をもつ者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町 (県補助率 1/2)

- イ 制度の推移
 - ・老人保健制度の受給者で身体障害者手帳1~2級該当者又は重度の知的障害

者を対象に昭和58年2月1日に発足した。

・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

工 一部負担金

外来:1保険医療機関等あたり1日600円(低所得者は400円)を限度に月2 回まで。

入院:定率1割(負担限度額:1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(6) こども医療費助成事業

こどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の 1/3 の額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町 (県補助率: 入院10/10、通院1/2)

イ 制度の推移

- ・小学4年生から中学3年生のこどもについて、入院医療費を対象に平成22 年4月1日に発足した。
- ・平成23年10月1日から、対象医療を小学4年生から小学6年生の通院医療費にも拡大した。
- ・平成25年7月1日から、対象医療を中学生の通院医療費にも拡大するととも に、助成を現物給付化した。

ウ所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

(7) 市町単独事業の実施状況 (第7表)

2 福祉医療の動向

(1) 老人医療

老人医療の動向は表-1のとおりで、平成28年度の受給対象者は19,852人である。 医療費は110億円、公費負担額は11億円、1人当たり医療費は555,362円である。

表-1 老人医療費の動向

年度	受給対象者	医 療 費	公費負担額	1人当たり
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)
2 4	20, 752	11, 179, 630	1, 331, 104	538, 728
2 5	19, 784	10, 675, 338	1, 261, 815	539, 592
2 6	19, 103	10, 598, 264	1, 181, 945	554, 793
2 7	20, 074	12, 135, 164	1, 190, 288	605, 534
2 8	19, 852	11, 025, 044	1, 063, 314	555, 362

(2) 重度障害者医療

重度障害者医療の動向は表-2のとおりで、平成28年度の受給対象者は44,465人である。医療費は611億円、公費負担額は68億円、1人当たり医療費は1,374,760円である。

表-2 重度障害者医療の動向

年度	受給対象者	医 療費	公費負担額	1人当たり
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)
2 4	47, 348	62, 202, 564	7, 204, 566	1, 313, 726
2 5	46, 996	62, 218, 041	7, 175, 900	1, 323, 904
2 6	46, 206	61, 860, 689	6, 979, 182	1, 338, 805
2 7	45, 041	62, 042, 270	6, 857, 735	1, 377, 465
2 8	44, 465	61, 128, 720	6, 767, 561	1, 374, 760

(3) 乳幼児等医療

乳幼児等医療の動向は表-3のとおりで、平成28年度の受給対象者は373,998人である。医療費は614億円、公費負担額は66億円、1人当たり医療費は164,164円である。

表-3 乳幼児等医療の動向

年度	受給対象者	医療費	公費負担額	1人当たり
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)
2 4	391, 963	60, 735, 918	6, 301, 220	154, 953
2 5	385, 381	59, 367, 681	6, 103, 521	154, 049
2 6	384, 024	60, 566, 545	6, 417, 039	157, 716
2 7	380, 209	62, 158, 786	6, 615, 821	163, 486
2 8	373, 998	61, 396, 907	6, 557, 543	164, 164

(4) 母子家庭等医療

母子家庭等医療の動向は表-4のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 37, 392 人である。医療費は 57 億円、公費負担額は 12 億円、 1 人当たり医療費は 151, 931 円である。

表-4 母子家庭等医療の動向

年度	受給対象者	医 療 費	公費負担額	1人当たり
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)
2 4	100, 192	12, 038, 288	2, 463, 442	120, 152
2 5	95, 240	11, 557, 184	2, 386, 563	121, 349
2 6	62, 897	8, 512, 222	1, 751, 806	135, 337
2 7	42, 417	6, 413, 829	1, 290, 076	151, 208
2 8	37, 392	5, 680, 992	1, 160, 837	151, 931

(5) 高齢重度障害者医療

高齢重度障害者医療の動向は表-5のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 51,696 人である。医療費は 1,039 億円、公費負担額は 37 億円、 1 人当たり医療費は 2,010,677 円である。

表-5 高齢重度障害者医療の動向

年度	受給対象者	医 療 費	公費負担額	1人当たり		
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)		
2 4	50, 858	96, 809, 292	3, 542, 356	1, 903, 540		
2 5	51, 252	99, 066, 795	3, 666, 540	1, 932, 931		
2 6	51, 637	101, 054, 667	3, 565, 123	1, 957, 028		
2 7	51, 571	103, 468, 060	3, 703, 137	2,006,323		
2 8	51, 696	103, 943, 977	3, 663, 342	2, 010, 677		

(6) こども医療

こども医療の動向は表-6のとおりで、平成28年度の受給対象者は222,414人である。医療費は196億円、公費負担額は18億円、1人当たり医療費は88,287円である。

表-6 こども医療の動向

年度	受給対象者	医療費	公費負担額	1人当たり
	(人)	(千円)	(千円)	医療費(円)
2 4	110, 797	6, 872, 497	676, 150	62, 028
2 5	179, 854	10, 287, 435	1, 005, 667	57, 199
2 6	222, 695	16, 589, 603	1, 508, 042	74, 495
2 7	225, 451	18, 886, 870	1, 677, 992	83, 774
2 8	222, 414	19, 636, 267	1, 781, 359	88, 287

[※]平成24・25年度は通院のみを計上。

[※]平成25年7月から通院の対象を拡大(中学生まで)。